令和５年５月２日

保護者　様

安来市立伯太中学校
校長　實重　詔子

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後の対応について（お知らせ）

平素より本校の教育活動に対しましてご理解をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における、新型コロナウイルス感染症の「５類感染症」への移行後においては、国、県及び市の通知に従い、基本的には季節性のインフルエンザと同様の対応を行ってまいります。

今後も健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、学校において感染が流行している場合や、感染者が確認された場合には適切な対処を行ってまいりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

記

１．平時の感染症対策

（１）健康観察
　①　発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養する
　②　家庭からの毎朝の体温・風邪症状等チェックの報告は求めない

（２）換気・手指衛生
　①　気候上可能な限り常時換気を行う
　②　外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめな手洗いを指導する

（３）清掃・消毒
　①　清掃により清潔な空間を保つ
　②　日常的な消毒活動は行わない

２．感染者が確認された場合の対応について

（１）出席停止
　感染が判明した生徒に対しては、インフルエンザ等の感染症と同様「出席停止」とする
　※出席停止期間：発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
　※感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象となることはありません

（２）臨時休業
　学級等で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校の全部又は一部の臨時休業の要否等について学校医や市教委と検討する

３．マスクの取扱について

（１）平時においては、マスクの着用を求めない

（２）混雑した公共交通機関を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、着用を推奨する

４．その他

（１）感染流行時等には、活動場面に応じて、一時的に近距離・対面・大声での発声や会話を控えることや、身体的距離を確保する、マスク着用を促すなどの対策を講じる場合があります。

（２）平常時においても、感染流行時等においても、マスク着脱を強いることはありません。